

# 防衛施設強靱化推進協会との意見交換会

～制度改正等に関する情報提供～



2026年2月18日(水)  
防衛省整備計画局施設グループ

# 技術基準等関係

建設現場における遠隔臨場について

01

週休2日制工事について

02

技術業務へのスライド適用に係る文書について

03

設計等管理業務の導入について

04

発注見通しの見直し

05

施工実績(経験)に関する要件緩和

06

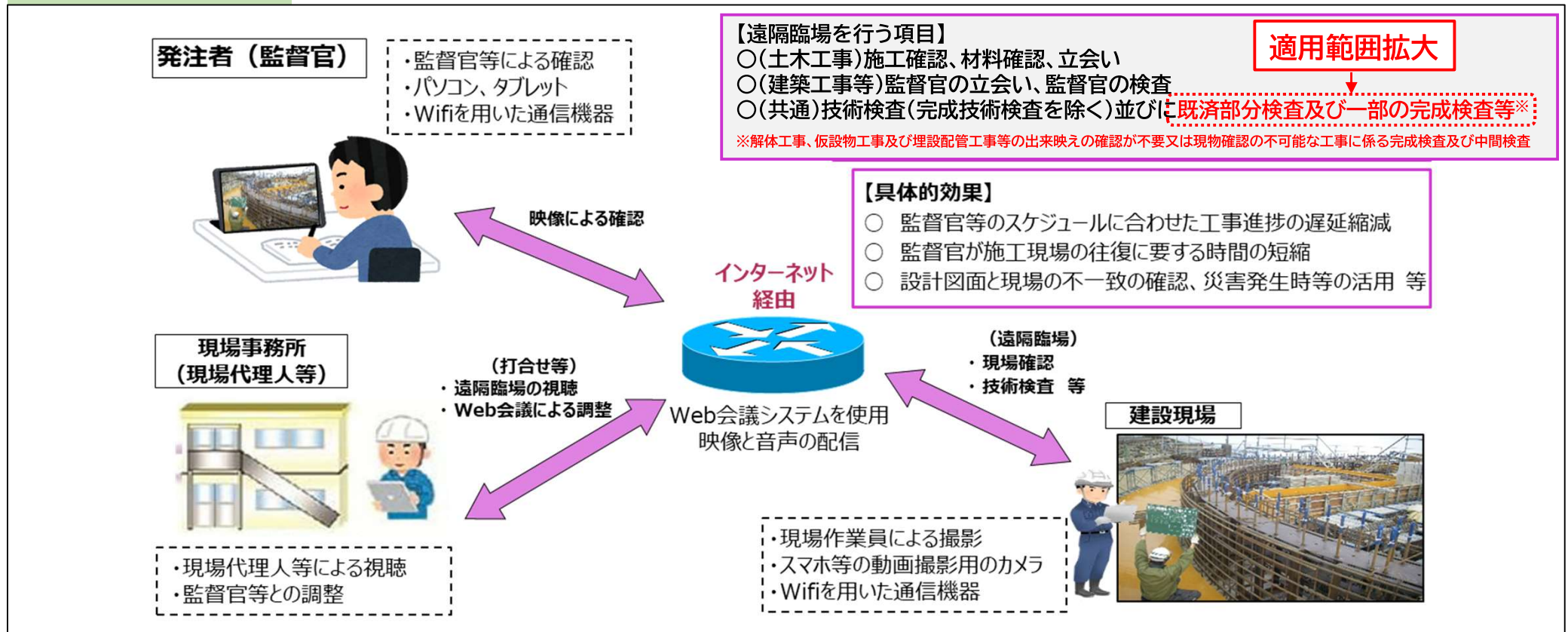
# 1. 建設現場における遠隔臨場について

## 背景

➤ 建設現場における情報通信技術の活用等を通じて、受注者における「施工確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者における「現場臨場の削減による効果的な時間の活用」等を目指すため、監督及び検査並びに施工状況の確認等の業務効率化を図り、受発注者における働き方改革の促進や生産性の向上を期待し、建設工事において遠隔臨場を実施しているところ

✓既済部分検査並びに完成検査及び中間検査の一部に適用範囲を拡大

## 遠隔臨場イメージ



※遠隔臨場にかかる費用（撮影機器、モニター機器、通信費、その他）については、基本的にリース品として必要な賃料を見積等により共通仮設費の積上げて計上

## 2. 週休2日制工事について

### 背景

- 令和8年2月より建設工事における週休2日をより一層推進するため、**土日を閉所日とする完全週休2日制工事(土日)**を試行し、原則、全ての建設工事に適用
- これに伴い、工事費の補正等について、以下を改正
  - ✓ **完全週休2日制工事(土日)、完全週休2日制工事(現場非閉所型・交替制)の補正を追加**
  - ✓ **月単位、工期全体(通期)及び港湾工事の補正係数を改正**

### 概要

項目	改正後(令和8年2月以降)
週休2日の考え方	<p><b>【 完全週休2日制工事(土日) 】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象期間内における全ての週において、現場閉所(休日)日数が2日間以上 ※原則、土日を閉所日とする</li> </ul> <p><b>【 完全週休2日制工事(現場非閉所型・交替制) 】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象期間内における全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合が、28.5%(2日/7日)以上</li> </ul> <p><b>【 月単位の週休2日 】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象期間における全ての月ごとに現場閉所(休日)日数の割合28.5%以上</li> </ul> <p><b>【 工期全体(通期)の週休2日 】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象期間の現場閉所(休日日数)の割合28.5%以上</li> </ul>
タイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則、「現場閉所型」</li> <li>● 部隊運用上工期の制約が厳しい工事などは「現場非閉所型・交替制」も可</li> </ul>
工事費の補正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初から週単位の週休2日を達成することを前提に労務費等を補正</li> <li>・週単位の週休2日を達成できない場合において、月単位の週休2日を達成した場合は、補正係数を変更し、減額変更</li> <li>・月単位の週休2日を達成できない場合は、補正係数を除し、減額変更</li> <li>・工期全体(通期)の週休2日の達成は必須として、補正は行わない。</li> </ul>

※表中の赤字部分が改正事項

## 2. 週休2日制工事について

### 建築・設備、土木工事の補正係数の改正

(令和8年1月まで)

	補正区分	工事区分	労務費	機械経費	共通仮設費率	現場管理費率	市場単価等
建築・設備	月単位	現場閉所型	×1.04	-	-	-	単価ごとに補正
		現場非閉所型(交替制)	×1.04	-	-	-	//
	工期全体(通期)	現場閉所型	×1.02	-	-	-	//
		現場非閉所型(交替制)	×1.02	-	-	-	//
土木工事	月単位	現場閉所型	×1.04	×1.02	×1.03	×1.05	//
		現場非閉所型(交替制)	×1.04	-	-	×1.03	//
	工期全体(通期)	現場閉所型	×1.02	×1.02	×1.02	×1.03	//
		現場非閉所型(交替制)	×1.02	-	-	×1.01	//

(令和8年2月以降)

	補正区分	工事区分	労務費	機械経費	共通仮設費率	現場管理費率	市場単価等
建築・設備	週単位(完全週休2日)	現場閉所型(土日)	×1.02	-	-	×1.01	単価ごとに補正
		現場非閉所型(交替制)	×1.02	-	-	-	//
	月単位	現場閉所型	×1.02	-	-	-	//
		現場非閉所型(交替制)	×1.02	-	-	-	//
土木工事	週単位(完全週休2日)	現場閉所型	×1.02	-	×1.02	×1.03	//
		現場非閉所型(交替制)	×1.02	-	-	×1.03	//
	月単位	現場閉所型	×1.02	-	×1.01	×1.02	//
		現場非閉所型(交替制)	×1.02	-	-	×1.02	//

### 【港湾工事の補正係数の改正】

(令和8年1月まで)

週休2日制(4週8休以上)	労務費	機械経費	共通仮設費率	現場管理費率	市場単価等
現場閉所型	×1.04	×1.02	×1.02	×1.03	単価ごとに補正
現場非閉所型(交替制)	×1.04	×1.02	×1.02	×1.03	単価ごとに補正

(令和8年2月以降)

週休2日制(4週8休以上)	労務費	機械経費	共通仮設費率	現場管理費率	市場単価等
現場閉所単位	×1.02	-	×1.02	×1.03	単価ごとに補正
個人単位	×1.02	-	×1.02	×1.03	単価ごとに補正

### 3. 技術業務へのスライド適用に係る文書について

#### 背景

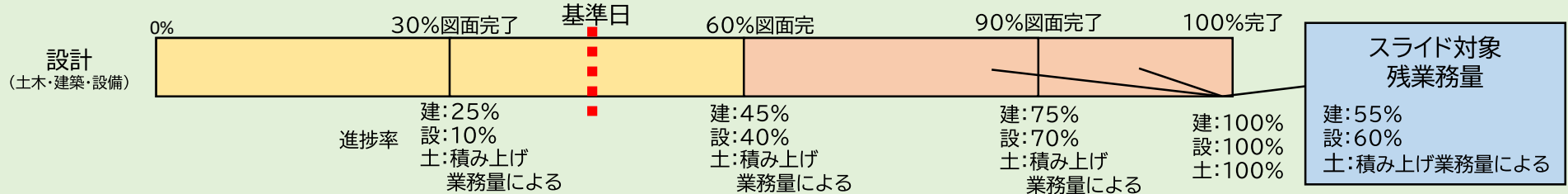
▶ 測量又は建設コンサルタント等業務において、契約期間中に日本国内における賃金水準等の変動又は急激なインフレ等により業務委託料が不適切になったと認められる場合には、一定条件の下で業務委託料に適切に反映させるため、設計等技術業務委託契約書及び事業監理業務委託契約書にスライド条項を追加する改正を令和7年7月に実施

- ✓ **土木工事に係る実施設計業務について、残業務の算定を各段階における積み上げ業務人日数にて算出しているところ、建築・設備工事に係る設計業務と同様に業務進捗率を用いた算出方法に変更(以下通知文2件改正)**
  - ・設計等技術委託業務契約書30条の2の運用について
  - ・設計等技術委託業務契約書30条の2に係る運用の手引きについて

#### 概要

【現行】

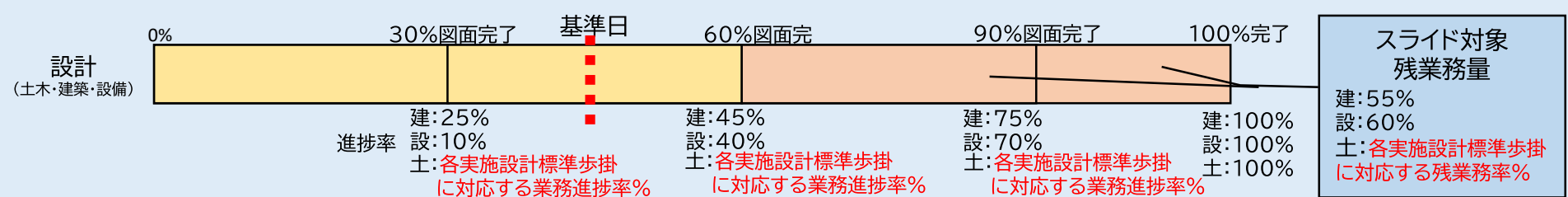
スライドの対象となる残業務量と基準日



※土木工事に係る実施設計業務における残業務量の算出については、各段階における積み上げ業務人日数にて算出する。

【改正】※赤字改正箇所

スライドの対象となる残業務量と基準日



※土木工事に係る実施設計業務における残業務量の算出については、各段階での業務進捗率を実施設計標準歩掛ごとの人件費の金額に乗じて算出する。

# 4. 設計等管理業務の導入について

## 背景

- ▶ 基本設計、実施設計に対し、設計業務の進捗状況や課題のとりまとめ、回答、解決策の作成等を総括して管理するための業務を導入
  - ✓ **建設工事に係る事業監理業務共通仕様書について(防整技第7385号。28. 4. 1)における防衛施設整備監理業務の業務内容に係る記載を見直し、当該業務内容の明確化及び標準化を図る**

## 概要

文書名:建設工事に係る事業監理業務共通仕様書について(通知)  
改正箇所:『第2 業務内容\_1防衛施設整備監理業務』に『(6)設計等管理業務』を追記(赤枠部分)

防整技第7385号  
28. 4. 1  
防整技第5000号  
一部改正 令和2年3月30日  
防整整第29307号  
一部改正 令和7年12月23日

大臣官房長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官

整備計画局長  
(公印省略)

建設工事に係る事業監理業務共通仕様書について(通知)

標記について、建設工事に係る技術業務の契約等の事務処理要領(防整施(事)第144号。28. 3. 31)7の規定に基づき、別紙のとおり定めたとで通知する。

添付書類:別紙  
送付先:地方協力局長、防衛監察監  
配布区分:整備計画局施設計画課長、施設整備課長、建設制度官及び提供施設計画官

発生状況、部隊運用等への影響把握、不具合の発生要因等の確認を行うとともに、建設工事請負契約書に定められた、契約不適合の修補等請求の適否について、監督官に助言を行うものとする。

**(6) 設計等管理業務**  
受注者は、対象事業を円滑に進めることを目的とし、対象事業に関する次の業務を行うものとする。

ア 工程の管理  
受注者は、対象事業の業務工程等及び事業計画、部隊等の運用スケジュール等を基に総合工程を作成し、対象事業が適正かつ円滑に実施できるか否かの検討・調整を行った上で、監督官に報告するものとする。また、対象事業の進捗状況を適時確認し、総合工程に遅れが生じないよう設計業務受注者等と調整を行い、設計業務に遅延が見込まれる場合は、遅延要因を含め監督官に報告するとともに、遅延回避の提案を行うものとする。

イ 関係機関との調整  
受注者は、対象事業の実施に伴い、関係官公署又は部隊等との連絡調整及び提出書類の作成等が必要となる場合は、監督官からの指示を受けて、所要の調整及び資料作成を行い又は設計業務受注者に行わせ、監督官等に報告するとともに、提出書類等の取りまとめを行うものとする。

ウ 進捗の確認  
受注者は、対象事業の進捗段階(30%、60%、90%等)で設計業務受注者等から提出される図面等の提出状況について確認し、遅延が見込まれる場合は、遅延要因を含め監督官に報告するとともに、遅延回避の提案を行うものとする。また、設計会議に出席などすることにより、課題整理表を作成し、監督官及び設計業務受注者等の関係者への共有を行うものとする。

エ 課題等に関する助言  
設計受注者からの質疑や設計の進捗における課題を取りまとめ、回答又は解決策を監督官に提示するものとする。

オ 総合調整設計会議等の開催  
受注者は、対象事業に係る総合調整設計会議を開催するため、関係者を招集するとともに、会議に必要な資料作成、会議議事録の整理等を行うものとする。

カ 設計図面等の確認  
受注者は、監督官より貸与される設計進捗段階に応じた設計図面について、監督官の指摘事項が適切に修正等されていることを確認し、監督官に報告するものとする。

キ 数量内訳明細書の確認  
受注者は、監督官より貸与される数量内訳明細書について、設計図面、数量調書等の内容が適切に反映されている事を確認し、監督官に報告するものとする。また、監督官の指摘事項が適切に修正等されていることを確認し、監督官に報告するものとする。

ク 課題等の整理

受注者は、アからキの遅延要因、遅延回避の提案、課題等を分類し取りまとめた整理表を監督官に提出するものとする。

(7) その他の業務  
その他、発注者と受注者との協議により、必要と認められる業務を本業務の範囲とすることが出来るものとする。

2 防衛施設技術審査業務  
本業務は、防衛省発注機関が総合評価方式により発注する建設工事の適正かつ円滑な執行を目的として、受注者は以下に掲げる業務の内、特記仕様書に定める事項について行うものとし、業務の結果等については、監督官に適切に報告するものとする。

(1) 工事発注資料の作成業務  
工事発注に際し、必要となる入札公告、入札説明書等のひな形を電子データで受け取り、監督官から指定された条件に合うよう加工して、以下に示す(案)を作成するものとする。  
なお、総合評価方式のタイプ、競争参加資格要件、技術提案の評価項目等の基本条件については監督官が指示するものとする。  
ア 一般競争入札方式により発注する工事  
入札公告(案)、入札説明書(案)及び標準競争参加資格確認申請書・技術提案書作成要領(案)  
イ 上記以外の入札方式により発注する工事  
監督官が別途指示する資料

(2) 競争参加資格及び企業の技術力等の確認・整理業務  
企業の同種工事実績、配置予定技術者の資格及び同種工事の実績等及び法令に基づく一般競争参加資格要件に対する適否、指名停止措置の有無、警察当局からの排除要請の有無及び本支店・営業所の所在地等について一覧表に整理したものを作成するものとする。  
なお、根拠資料として、上記一覧表に整理した項目毎に、その評価の根拠が分かるように補助表等を作成するものとする。

(3) 企業による技術提案等の分析・整理業務  
各工事入札参加者の技術提案(又は施工計画)について、個別提案項目毎に分析した結果を一覧表に整理するものとする。  
技術提案(又は施工計画)を含む全ての評価項目について、分析した結果を一覧表に整理するものとする。  
なお、根拠資料は、審査資料案作成のために収集した資料(情報)等を含む審査資料案作成の根拠となる資料とする。  
企業の施工実績、配置予定技術者の能力、企業の技術力(過去の加算点の平均)に

# 5. 発注見通しの見直し

## 背景

➤ 発注見通しの記載内容を、より分かりやすくし、入札に参加しやすくなるよう項目欄に、**工事期間(専任期間)**、**入札書提出期限**を追加。加えて**期間を契約期間に変更**

## 内容

「工事期間(専任期間)」を追加

「入札書提出期限」を追加

「期間」を「契約期間」に変更

令和〇年度発注予定工事

別紙様式第1

記載例

〇〇(防衛省発注機関名)における令和〇年度発注見通しは下記の通りです。  
 なお、記載内容は令和〇〇年〇〇月〇〇日現在のものです。追加・変更があった場合、随時、更新します。

【建築一式工事】

番号	工事件名	場所	契約期間	工事期間(専任期間)	種別	工事概要	入札方式	公告予定	確認申請書 受付期限	入札書 提出期限	開札予定日	備考
1	〇〇(〇〇)庁舎新設建築工事	〇〇駐屯地	〇〇カ月	令和〇年〇月～ 令和〇年〇月	建築一式工事	庁舎新設(RC造5階建 約10,000m <sup>2</sup> )に係る建築工事	総合評価方式 技術提案評価型 (基準額以上)	〇〇月〇〇日	〇〇月〇〇日	〇〇月〇〇日	〇〇月〇〇日	工事規模:10億円以上20億円未満、 金銭的保証(請負代金額の30%以上) 「公共工事実績」 「完全週休2日制工事(土日)」 「1期工事分(追加工事あり)」
2	〇〇(〇〇)〇〇宿舎改修建築工事	〇〇駐屯地	〇〇カ月	令和〇年〇月～ 令和〇年〇月	建築一式工事	宿舎(RC造5階建 約2,000m <sup>2</sup> )、 宿舎(RC造5階建 約500m <sup>2</sup> )の外 壁改修工事	総合評価方式 競争参加向上型	3/四半期	未定	未定	未定	工事規模:3千万円以上1億円未満、 金銭的保証(請負代金額の10%以上) 「公共工事実績」 「完全週休2日制工事(土日)」
3	〇〇(〇〇)倉庫新設建築その他工事 (仮称)	〇〇駐屯地	〇〇カ月	令和〇年〇月～ 令和〇年〇月	建築一式工事	倉庫(S造平屋建 約6,000m <sup>2</sup> )新 設に係る建築工事、建物附帯土木工 事、詳細図等作成業務一式	総合評価方式 施工能力評価型 (地域評価型)	未定	未定	未定	未定	工事規模:3億円以上5億円未満、 金銭的保証(請負代金額の10%以上) 「公共工事実績」 「完全週休2日制工事(土日)」
4												
5												
6												
7												

注) 1 手続きが完了した案件は網掛けとしています。  
 2 変更・追加した箇所は赤字としています。

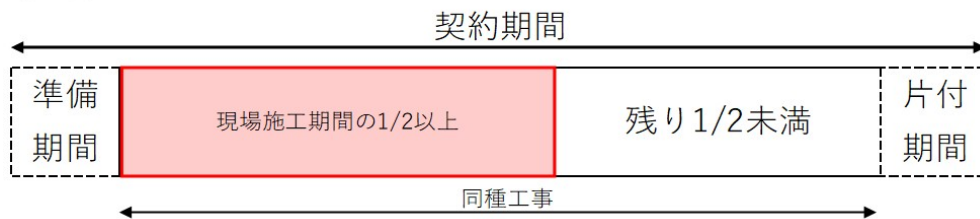
## 6. 施工実績(経験)に関する要件緩和

### 背景

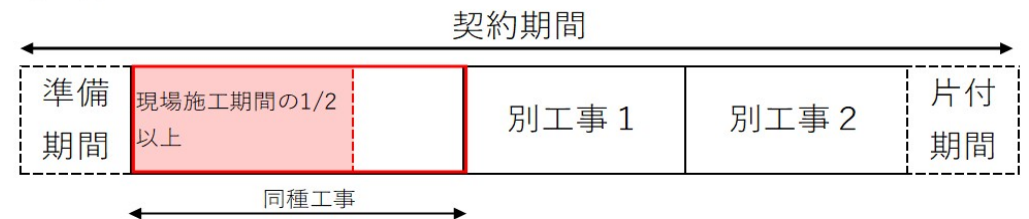
- ▶ 当省発注の防衛施設整備工事において、入札公告等に求める、配置予定技術者の実績における従事期間を令和7年1月に『**現場施工期間の1/2以上の期間の経験**を有していること。』として緩和したものの、現場施工期間の考え方が、**該当工種の1/2以上なのか、工期の1/2以上なのか**が明確でなかった。
- ▶ そのため、**現場施工期間を、求める同種工事の期間とし**、契約工期のうち、準備工期間、工事検査後の後片付け等のみが残っている期間及び**同種工事以外の工事の期間を除いた期間**として明確化。

### 内容

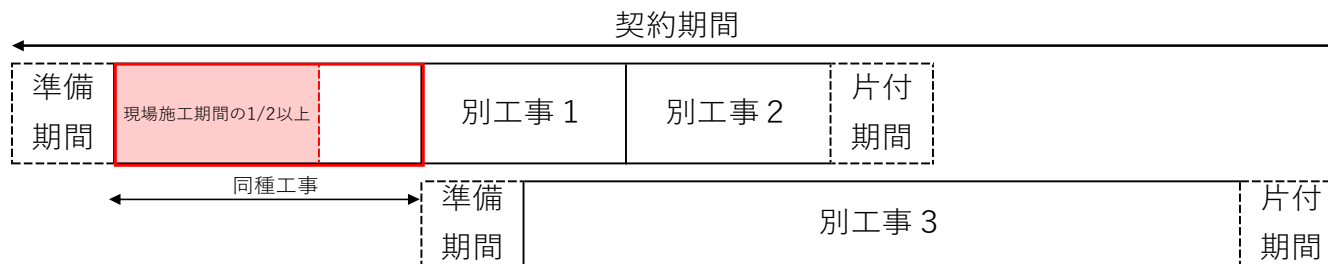
参考例 1



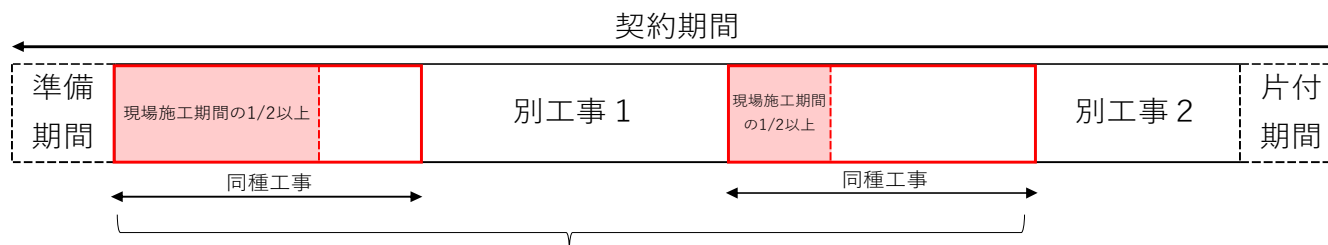
参考例 2



参考例 3



参考例 4



連続しない同種工事においては合計で現場施工期間の1/2以上あればよい